

法人から公益財団法人日本アジア医療看護育成会への寄附金は、特別な税制優遇を受けられます。

法人が支出した寄附金の損金算入

当法人は、内閣総理大臣より「公益財団法人」としての認定（認定日は平成25年12月27日）を受けておりますので、当法人への寄附金には「特定公益増進法人」としての税法上の優遇措置が適応されます。

当法人に対する寄附金は、最大で以下の計算式①・②から算出した合計金額を限度として損金算入することができます。

① 特定公益増進法人に対する寄附

特定公益増進法人に対する寄附金は、次の(1)・(2)のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄附金の合計金額
- (2) 以下の計算式で算出した、特別損金算入限度額

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$$

注) 所得の金額は、支出した寄附金の額を損金に算入しないものとして計算します。

② 一般の寄附金の損金算入限度額

$$\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$$

<損金算入するための手続き>

寄附金を損金に算入するには、確定申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書（当法人発行の受領証明書）などの所定の書類を添付するとともに、所定の書類を保存している必要があります。

詳しくは、お近くの税務署又は税理士にお尋ねください。